

国外投資と個人の確定申告

個人が外国に本店を有する株式や不動産投資をする機会が増加してきています。日本にある金融機関を通じて外国株式等を購入している場合は、譲渡益や配当金に対しては源泉徴収されていますが、外国株式等に直接投資する場合は確定申告しなければ申告漏れなど国外投資には国内投資と異なる点があります。

配当所得課税

外国法人から個人株主である日本の居住者に対しては、その国の法律により所得税等に相当する外国税が課税されます。

日本の税務は外国法人の株式に係る配当金は、上場株式の場合は①申告不要、②総合課税制度、③申告分離課税制度を選択適用でき、非上場株式の場合は、②又は③が選択適用できます。

外国法人からの配当金に対する課税関係

	① 申告不要	② 総合課税	③ 申告分離課税
外国税	課税	課税	課税
配当所得との損益通算	不可	不可	可能
配当控除	不可	不可	不可
外国税額控除	不可	可能	可能

外国法人からの配当金については、配当控除の適用がありません。

譲渡所得課税

(有価証券)

外国法人の株式を譲渡した場合の譲渡損益については、その国の法律により所得税等に相当する外国税が課税されます。

日本の税務は譲渡所得として譲渡損益を認識しますが現地通貨ベースで譲渡損の場合でも為替の影響で日本円ベースでは譲渡益となるケースもありますので、ご注意ください。

(事例)

取得価額 10,000 千人民元 購入時 (2008年) の為替レート 0.067858 円
譲渡価額 9,500 千人民元 売却時 (2018年) の為替レート 0.059225 円

人民元ベースでは、500 千人民元の損失となっていますので、中国での課税はありませんが、円ベースでは、取得価額 147,366 千円に対し譲渡価額は 160,405

千円と 13,039 千円の譲渡益が認識されます。現地通貨ベースで損失でも取得時に比べ円安の場合には、分離課税での確定申告が必要となることがあります。

(不動産)

外国にある不動産を譲渡した場合の譲渡損益についても為替の影響を受けますので、上記の有価証券と同じような点にご留意ください。

利子所得

外国にある金融機関において口座を開設している場合は、利子を受けていることがあります。日本の金融機関から受け取る利子については源泉徴収で課税関係が完結しますが、外国にある金融機関から受け取る利子については利子所得として総合課税で確定申告をする必要があります。

雑所得

外貨建定期預金をするために外貨を購入し、満期に伴い外貨を売却した場合には、為替差損益を認識しなければなりません。満期時が円安のときの為替差益は雑所得として総合課税で確定申告をする必要があります。

外国税額控除

外国の税務当局に納付した外国税については二重課税を排除するために確定申告において外国税額控除を適用することができます。ただし、所得税及び住民税に相当する税に限られますので、売上税、消費税、増値税、印紙税等は外国税額控除の対象とはなりません。

自動的情報交換

外国の金融機関の口座を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するため、「共通報告基準 (CRS:Common Reporting Standard)」に従い、金融機関が非居住者に係る金融口座情報を税務当局に報告し、各国の税務当局で相互提供されます。日本国内の金融機関は、2018年以後、毎年4月30日までに特定の非居住者の金融口座情報を所轄税務署長に報告しなければなりません。当然ながら各国の税務機関からも日本税務当局に対して非居住者の口座情報が提供されますので、利子所得等の申告漏れ等ないようにご注意ください。

国外財産調書の提出

その年の12月31日においてその価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を保有する居住者（非永住者の方を除きます。）は、その年の翌年の3月15日までに当該国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を、所轄税務署長に提出しなければなりません。